

記入上の注意

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。
(筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。)

【申請者（保護者等）】の欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。）です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ生徒本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

ア 「対象となる高校生等」とは、ウに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。なお、7月2日以降に高等学校等に入学する場合は、入学後速やかに学校担当者にご相談ください（入学時期によっては支給できない場合があります。）。

イ 対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ウ 「課程」の欄は、該当する学校の種類、課程にチェックしてください。

なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

非課税世帯であって、対象となる高校生等の兄弟姉妹（15歳（中学生は除く。）以上23歳未満に限る。）を扶養している場合に、その兄弟姉妹について記入してください。

【振込先口座】の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は申請者又は申請者以外の保護者等の名義の口座としてください。やむを得ずそれらの者の口座を指定できない場合に限り、対象となる高校生等の口座を指定することができます。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

ア (1)①・②、(2)①～⑥又は(3)①のうち、該当する1つにチェックしてください。

イ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
なお、「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」が、親権者全員の場合は、(2)⑤又は⑥もしくは(3)①の「親権者が存在しない場合」に該当します。

【誓約・委任欄】は、次によって記入してください。

記載内容について確認の上、申請者が自署してください。

添付書類

<非課税世帯>

- ア 保護者等全員の所得に関する書類（非課税証明書等）又は個人番号カードの写し等（高等学校等就学支援金申請のために登録（提出）している場合は新たに提出は必要ありません。）
- イ 対象となる高校生等が生活保護受給世帯に属さないことを確認できる書類（健康保険証等（医療機関で受診する際に提出する保険証等）の写し）
- ウ 対象となる高校生等の兄弟姉妹の扶養（※）を確認できる書類（健康保険証等の写し）
 - ※1 健康保険証等の写しに記載されている**保険者番号及び被保険者等記号・番号は読み取れないよう黒塗りしてください。**
 - ※2 扶養とは、医療保険各法（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法）における扶養をいいます。
- エ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）
 - ※ 第2号様式へ添付してください。

<生活保護受給世帯>

- ア 7月1日現在※の生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる証明書（生活保護受給証明書等）又は高校生等の個人番号カードの写し等
 - ※ 新生対象一部早期（前倒し）給付の申請は4月1日現在
- イ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）
 - ※ 第2号様式へ添付してください。

留意事項

- ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ウ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。
- エ 第1号様式及び別紙において、「道府県民税」には都民税を含み、「市町村民税」には特別区民税を含みます。

記入例

※県使用欄

第1号様式

神奈川県知事 殿

年 月 日

高校生等奨学給付金受給申請書

高校生等奨学給付金の受給を申請します。 ※神奈川県は省略可

この申請書を書いた日を記入

保護者(親権者等)の住所・氏名・電話番号(日中連絡が取れるもの)を記入し、高校生等との関係の該当箇所をチェック

申請者以外の保護者等(配偶者等)の氏名、高校生との該当箇所をチェック

申請者(保護者等)	住所	〒221-0057 横浜市神奈川区青木町〇〇-〇〇		日中連絡が取れる電話番号	-
	ふりがな	かながわ いくお		高校生等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他()
申請者以外の保護者等	ふりがな	かながわ いくこ		高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者(父) <input checked="" type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> その他()
	氏名	神奈川 育夫			
	氏名	神奈川 育子			

- 生活保護受給世帯 (【1】、【3】~【5】を記入してください。(【2】は記入不要))
- 非課税世帯 (【1】~【5】を記入してください。)
- 家計急変世帯 (【1】~【5】を記入してください。)

いずれか該当する方にチェック

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	かながわ まなぶ		生年月日	昭和 18年 5月 18日
氏名	神奈川 学		平成	
在学する学校	学校の名称	私立	学校コード※学校使用欄	〇×学校 1年
	課程	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 専攻科		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日	課程	在学中に給付金を受給した回数
	立	年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明

生徒の氏名と生年月日を記入

今年の7月1日(4月1日)に在学している(いた)学校について記入

在学中であれば、在学期間の末尾は記入不要です。

今年の7月1日(4月1日)以前に在学していた学校について記入

【2】扶養親族の状況について

※生活保護受給世帯は記入不要
 ※15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。
 ((年)4月2日以降生まれの方は記入不要)

扶養親族の状況	【1】との続柄	氏名	生年月日	備考	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無
	<input checked="" type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹	神奈川 英子	H〇年〇月〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 高校生等	国公立 私立	高校 年	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科
<input type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹			<input type="checkbox"/> 高校生等	国公立 私立	高校 年	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<input checked="" type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹	神奈川 進	H〇年〇月〇日	<input type="checkbox"/> その他	無職			
<input checked="" type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹	神奈川 教夫	H〇年〇月〇日	<input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> □□大学			

<非課税世帯の場合>
 扶養している高校生等及び15歳以上23歳未満(平成12年7月3日生~平成20年7月2日生)の兄弟姉妹について記入してください。(新入生対象一部早期(前倒し)給付の場合は、平成12年4月3日~平成20年4月2日生まれ)

<生活保護(生業扶助)受給世帯の場合>
 記入不要です

【3】振込先口座

金融機関名	〇〇	銀行・信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード	5 6 7 8	××	本店・支店 本所・支所 出張所	支店コード	0 1 4
預金種目	普通・当座 貯蓄	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	口座名義人(申請者)	※カタカナで記入してください カナガワ イクオ			

月 日消印有効

【裏面に続きます⇒】

<県使用欄>

支給額(年額)	早期	未済額	個人口座振込額
<input type="checkbox"/> 生業扶助 52,600円	<input type="checkbox"/> 生業扶助 13,150円		<input type="checkbox"/> 生業扶助 52,600円(13,150円) (39,450円)
<input type="checkbox"/> 第一子 137,600円	<input type="checkbox"/> 第一子 34,400円		<input type="checkbox"/> 第一子 137,600円(34,400円) (103,200円)
<input type="checkbox"/> 第二子 152,000円	<input type="checkbox"/> 第二子 38,000円		<input type="checkbox"/> 第二子 152,000円(38,000円) (114,000円)
<input type="checkbox"/> 通信・専攻科 52,100円	<input type="checkbox"/> 通信・専攻科 13,025円		<input type="checkbox"/> 通信・専攻科 52,100円(13,025円) (39,075円)
<input type="checkbox"/> 不支給 0円			<input type="checkbox"/> その他()円
			学校振込額
			円

振込先口座を記入
 ※申請者、申請者以外の保護者等、対象となる高校生等以外の口座名義の場合は委任状(権限委任用)が必要です。

【4】保護者等の収入の状況について

(1)生活保護受給世帯

①	<input type="checkbox"/>	生活保護受給証明書（生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる証明書）を提出します。
②	<input type="checkbox"/>	対象となる高校生等の個人番号カード等の写しを提出します。

生活保護(生業扶助)受給世帯の場合はいずれかにチェック

(2)非課税世帯(又は家計急変世帯)

次の者の 課税証明書等を提出します。

高等学校等就学支援金申請のために登録(提出)した個人番号(個人番号カード等の写し)を用いることに同意します。(個人番号カード等を提出する必要はありません。)

家計急変の状況の確認書類を提出します。

非課税世帯の場合は、いずれかにチェック

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(複数選任されている場合は全員分)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という。)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで主たる生計維持者に変更がない場合 主たる生計維持者1名分
⑤	<input type="checkbox"/>	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している場合 など

非課税世帯の場合は、(2)①から⑥まで、又は(3)のいずれかにチェック

(3) 次の理由により、個人番号カード及び課税証明書等を提出しません。

①	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため
---	--------------------------	--

【5】誓約・委任欄 ※申請者の氏名を記入してください。

次のことを確認し、誓約(委任)します。 申請者氏名 神奈川 育夫

(非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通)

- この申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。
- 授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。

(非課税世帯の方のみ)

- 私の世帯は、7月1日現在※、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く)
※ 新入生対象一部早期(前倒し)給付は4月1日現在
- 【扶養親族等の状況について】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を私が扶養しています。

記載されている内容を確認の上、申請者が署名してください。
※ 表面の申請者のお名前を記入してください。

署名が漏れていると、支給できません。

【学校使用欄】

<学校受付印> 年 月 日

次のことについて確認しました。

- 年4月1日現在、本校の 全日制 定時制 通信制 専攻科 課程に在学します。
- 年7月1日現在、
- 就学支援金 学び直し支援金 の受給権(補助要件を満たす)あり 専攻科支援金
- 授業料以外の納付金等について 未済なし 未済あり (円)

学校の名称 職印

学校の所在地 電話番号

この部分は、7月1日(4月1日)時点で在学している(いた)学校が記入します。

※県外私立学校の場合、当欄に代えて在学証明書(第1号様式別添)の添付も可とする。

第2号様式

振込先登録用紙

申請者 (保護者等)名	高校生等名
----------------	-------

振込先口座の通帳(金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義人(フリガナ))が記載されているページのコピーを貼り付けてください

※ 通帳を発行していない場合は、キャッシュカードの写し、又はネットバンキングの画面コピーを貼り付けてください。

必要事項(金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義人(フリガナ))が記載されているページを貼り付けてください。

ご指定いただいた口座に神奈川県私学振興課から振り込みます。
ただし、授業料以外の納付金(P T A会費、生徒会費など)に未済額がある場合は、奨学給付金を当該未済額に充てるため、在籍している学校に未済額分を神奈川県私学振興課から振り込みます。(未済がある場合は、奨学給付金を未済に充てる旨の委任状(未済用)を学校長あてに提出してください。)

※ 指定口座について…申請後、解約・名義変更の必要が生じたある場合は、速やかに神奈川県私学振興課までご連絡ください。

※未済額について…支給が決定した奨学給付金を上限とします。

口座確認書類貼付用紙

※ 申請者申請者以外の保護者等、対象となる高校生等以外の口座名義の場合は委任状(権限委譲用)が必要です。

<県使用欄>

□金融機関名： _____ □金融機関コード： _____

□支店名： _____ □支店コード： _____

□預金種別： _____ □口座番号： _____

□口座名義人(フリガナ)： _____